

会員 相談室

Vol.34

相談事例紹介



今回は 所得税・個人住民税



相談委員

中島孝一（神田支部）

東日本大震災における義援金に係る所得税の取扱い

質問

不動産貸付業を営む個人甲は、平成23年4月11日にX新聞社の「東日本大震災救援募金」係が指定する専用口座に5万円の義援金を送金したが、平成23年分の所得税の確定申告に際し、義援金は特定寄附金に該当するものとして所得控除の対象とし、所得税額の計算を行うことになるのか（義援金以外に支出した寄附金はないものとする）。

なお、X新聞社の紙面には、預った救援募金は日本赤十字社を通じて被災地の地方公共団体に送る旨が明記されている。

回答

平成23年4月27日に公布・施行された震災特例法の規定により、報道機関等に対し支出する2,000円を超える義援金等で最終的に地方公共団体に拠出されるものは「震災関連寄附金」に該当し、総所得金額等の80%相当額を限度として所得控除の対象になる。

甲が支出した義援金は「震災関連寄附金」に該当することから、支出額のうち48,000円（50,000円－2,000円）が平成23年分の寄附金控除の対象になる（総所得金額等の80%相当額が限度）。

なお、支出した義援金が同法の「震災関連寄附金」のうち「特定震災指定寄附金」に該当する場合には、40%の税額控除（所得税額の25%が限度）を選択することもできるが、甲が支出した義援金は「特定震災指定寄附金」には該当しない。

検討

1 所得税法の規定による寄附金控除

個人が支出した寄附金のうち、所得税法の規定による所得控除の対象になる寄附金は、特定寄附金（国又は地方公共団体等に対する寄附金）に限定されており、2,000円を超える特定寄附金を支出した場合には、その年分の総所得金額等の40%相当額を限度として所得控除される（所法78①・②）。

2 震災特例法の規定による寄附金控除

震災特例法では、個人が支出した寄附金を「震災関連寄附金（所得控除）」と「特定震災指定寄附金（所得控除又は税額控除）」に区分して、それぞれについて規定を設けている。

（1）震災関連寄附金を支出した場合の所得控除

① 震災関連寄附金の所得控除額

個人が、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間（以下「指定期間」という）に支出した2,000円を超える震災関連寄附金は、その年分の総所得金額等の80%相当額を限度として所得控除される（震災特例法8①）。

具体的には、次の算式により計算した寄附金控除額が、その年分の総所得金額等から控除される。

$$\text{寄附金控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{震災関連寄附金の額の合計額} \\ + \text{震災関連寄附金以外の} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} \right] - 2,000\text{円}$$

（注）震災関連以外の特定寄附金の額の合計額は、総所得金額等の40%相当額が限度となり、その合計額と震災関連寄附金の額との合計額は、総所得金額等の80%相当額が限度になる。

② 震災関連寄附金の範囲

震災関連寄附金とは、国又は著しい被害が発生した地方公共団体（被災者生活再建支援法の適用団体）に対する寄附金及び財務大臣が指定した寄附金をいい（震災特例法8①）、新聞・放送等の報道機関に対し直接寄附した義援金等で最終的に国又は著しい被害が発生した地方公共団体に拠出されるものも含まれるため（「東日本大震災に係る義援金に関する税務上（所得税、法人税）の取扱いについて」平成23年7月：国税庁）、甲の支出した義援金は震災関連寄附金に該当する。

（2）特定震災指定寄附金を支出した場合の税額控除の選択

① 特定震災指定寄附金の税額控除額

個人が指定期間に支出した特定震災指定寄附金は、所得控除との選択により、その年分の所得税額からその支出額から2,000円を控除した残額の40%相当額（所得税額の25%が限度）を税額控除できる（震災特例法8②）。

② 特定震災指定寄附金の範囲

特定震災指定寄附金とは、震災関連寄附金のうち被災者支援活動に必要な資金に充てられるものに対して支出するものに限られ（震災特例法8②）、社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」として直接寄附した義援金等及び認定NPO法人に対し東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限る。）が該当する（平23.3.15財務省告示第84号、平23.4.27財務省告示第143号により追加）。

甲の支出した義援金は、上記の法人に対する支出でないため特定震災指定寄附金には該当しない。

3 義援金を支出したことを証する書類

義援金等が最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが新聞報道・募金要綱・募金趣意書等で明らかにされるものは、そのことが税務署において確認されたときは、義援金等は震災関連寄附金に該当することとされている（「募金団体を通じた義援金等に係る税務上の確認手続きについて（注1）」平成23年3月15日：国税庁）。

また、募金団体が義援金を募集するに当たり、義援金の受付専用口座を設置している場合には、募金団体は預った義援金に対し預り証の発行は不要とされている（「義援金に関する税務上の取扱いFAQ：Q11」平成23年3月：国税庁）。

したがって、甲が所得税の寄附金控除（震災関連寄附金に該当し所得控除）の適用を受ける場合には、支出した義援金について預り証を受領していなくても、確定申告書に以下の書類を添付すればよいことになる。

イ 義援金の振込口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料

ロ 振込依頼書の控

東日本大震災における義援金に係る個人住民税の取扱い

質問

事例1の個人甲が支出した義援金は、「ふるさと寄附金」に該当し、平成24年度分の個人住民税の計算において所得割額から控除されるか。

回答

甲が支出した義援金は「ふるさと寄附金」に該当し、平成24年度分の個人住民税の所得割額から基本控除額と特例控除額の合計額が控除される。

検討

1 地方税法の規定による寄附金控除

平成20年度改正により、個人住民税の寄附金控除は従前の所得控除から税額控除に変更され、都道府県、市町村又は特別区（以下「地方団体」という）が指定した団体に支出する寄附金（以下「ふるさと寄附金以外の寄附金」とする）と地方団体に対する寄附金（以下「ふるさと寄附金」という）の区分により控除税額が異なることになった（地法37の2、314の7）。

（1）ふるさと寄附金以外の寄附金の控除税額

地方団体が指定した団体（その者の住所地に所在する共同募金会・日本赤十字社等）に個人が寄附金を支出した場合には、以下により算出した基本控除額がその個人の所得割額から控除される（地法37の2①ニ・三、314の7①ニ・三）。

なお、下記算式の2,000円は、平成23年6月の改

正により同年1月の寄附金から適用される（改正前は5,000円）。

$$\begin{aligned} \text{寄附金控除額} &= \text{寄附金の支出額（総所得金額等の30\%相当額が限度）} - 2,000\text{円} \\ \text{寄附金控除税額（基本控除額）} &= \text{寄附金控除額} \times 10\% \text{（個人住民税の税率）} \end{aligned}$$

（2）ふるさと寄附金の控除税額

地方団体に個人が寄附金を支出した場合には、その個人の所得割額から上記（1）の基本控除額と以下により算出した特例控除額の合計額が控除される（地法37の2①一・②、314の7①一・②）。

$$\begin{aligned} \text{特例控除額} &= (\text{寄附金の支出額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率}) \\ \text{寄附金控除税額} &= \text{基本控除額} + \text{特例控除額} \end{aligned}$$

（3）ふるさと寄附金の範囲

ふるさと寄附金とは、地方団体に対する寄附金（寄附をした者に特別な利益が及ぶと認められものを除く）をいうが（地法37の2①一、314の7①一）、東日本大震災による被災地団体の救援を目的とした募金団体等も含まれることから（「あなたの『ふるさと寄附金』が被災者支援に活かされます！」平成23年3月31日：総務省）、甲の支出した義援金はふるさと寄附金に該当する。

2 義援金を支出したことを証する書類

ふるさと寄附金の確認方法は、原則として地方団体が発行する受領書によるが、東日本大震災に係る義援金等については、被害状況を考慮し次のいずれかによることで差し支えないことになった（平成23年3月25日：総務省自治税務局市町村税課長通知）。

（1）次の①及び②の書類等（募金団体が日本赤十字社又は中央共同募金会である場合には①の書類等）

① 振込依頼書の控又は郵便振替の半券（ともに原本に限る）

② ①の書類等に記載された口座が、募金団体により設けられた義援金等の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等の写し（2）新聞社等が募金団体である場合における寄附者の氏名等を掲載した新聞記事等（住所、氏名及び寄附金額が記載されているものに限る）

なお、募金団体に対する寄附金が最終的に被災地地方団体等に拠出されることが新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等で明らかにされていることが必要である。

したがって、甲は上記（1）又は（2）の書類を申告書に添付することにより、平成24年度分の所得割額からふるさと寄附金に係る税額控除を受けることになる。

3 所得税の確定申告書を提出した場合

個人が所得税の確定申告書を提出した場合には、その提出日に個人住民税の申告書が提出されたものとされ（地法45の3①、317の3①）、所得税の確定申告書に記載された事項のうち個人住民税の申告事項及び附記事項は、個人住民税の申告書に記載されたものとみなされる（地法45の3②、317の3②）。

したがって、甲は所得税の確定申告書（第二表「寄附金税額控除」欄）に、義援金の支出額を記載するとともに支出したことを証する書類を添付すれば、個人住民税の申告書を提出しなくても、ふるさと寄附金に係る税額控除を受けることができる。

注）内容は、平成23年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。